

医療法人厚愛会 高知城東病院・高知城東病院介護医療院 面会規程

(目的)

第1条 本規程は、患者および入所者（以下「患者」という。）の療養環境の維持、感染防止、ならびに患者等および院内の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当院に入院または入所するすべての患者、およびその面会者に適用する。

(面会時間)

第3条 面会時間は、13時30分から16時00分までとする。

2. 患者1名に対する面会時間は、原則として15分以内とする。
3. 急を要する場合であって、当該患者の担当医師が認める場合は、前2項の規程にかかわらず、この限りではない。

(面会場所)

第4条 面会場所は、病室もしくは居室（多床室においてはベッドサイド）とする。

(面会者の範囲および人数)

第5条 面会ができる者は、原則として家族、親族、またはこれらに準ずる者（身の回りのお世話をする者を含む。）とする。

2. 1回の面会における同時入室人数は、3名までとする。ただし、前条に定める面会時間内であれば、面会者の交代を妨げない。
3. 患者の担当医師が特に認める場合は、前2項の規程にかかわらず、この限りではない。

(面会条件)

第6条 面会者は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 院内においては必ずマスクを着用し、病室または居室への入退室時に手指消毒を行うこと。

- 二 発熱、風邪症状その他の感染症を疑う症状がないこと。
- 三 原則として小学生以上であること。

(面会者の遵守事項等)

第7条 面会者は、他の患者の迷惑となる行為をしてはならない。

2. 面会者は、院内において次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 酒気を帯びた状態での面会、および病院敷地内での喫煙
- 二 病室または居室における、患者および面会者の飲食
- 三 許可のない飲食物の差し入れ

3. 病院は、面会者が本規程に違反し、または違反する恐れがあると認める場合は、直ちに面会を中止させ、または退去を命じることができる。

(面会手続き)

第8条 面会者は、面会前に所定の受付において面会札を取り、これを着用して当該病棟に赴き、スタッフステーションの面会簿に必要事項を記入しなければならない。

2. 面会終了後は速やかに退出し、面会札を受付に返却しなければならない。

(面会制限)

第9条 病院は、次の各号のいずれかに該当する場合は、面会を制限または禁止することができる。

- 一 患者が感染症を発症し、または発症者と同室（濃厚接触者）である場合。
- 二 患者の入院・入所する病棟において、感染症の集団発生（クラスター）が確認された場合。
- 三 新興感染症等の発生・流行状況により、病院が面会制限の必要性があると判断した場合。

(特別な面会)

第10条 重篤な状態にある患者、または終末期の患者に対する面会については、担当医師の判断により、本規程の定めにかかわらず柔軟に対応するものとする。

2. 特別室に入院または入所している患者に対する面会については、面会時間および面会人数を別に定めることができる。

(周知方法)

第11条 本規程は、次の各号に掲げる方法により、患者および面会者に対して周知を図るものとする。

- 一 入院または入所手続き時の説明
- 二 院内における掲示
- 三 病院ホームページへの掲載

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。